

## 『篁物語』 「橡の衣」 についての考察

－ 『うつほ物語』 藤英から篁へ －

松 野 彩

### 一 問題の所在

『篁物語』は実在の人物・小野篁(802～852年)を主人公とした物語で、成立時期は平安後期(11世紀末)～平安末期(12世紀末)であると考えられ、主人公の篁には、篁没後の作品『うつほ物語』(10世紀後半の成立)の影響が多数見られる。本稿では、衣装の描写が時代の流行や着用者の身分、季節、その場面の状況、着用意図などさまざまな情報を示すという視点から、『うつほ物語』の影響が見られる中でも、両作品の登場人物が身に着けている「橡の衣」に注目する。

問題の「橡の衣」は、『篁物語』第二部で、右大臣の娘に求婚した篁が、大臣からの呼び出しに応じて屋敷を訪ねる場面で着用している(下線部A)。

- ・ (A) 橡のきぬの破れ困じたる着て、しりみたる沓はきて、……  
(『篁物語』第二部 217頁)<sup>2</sup>

この描写には、『うつほ物語』の以下の表現が下敷きになっているとされる。

- ・ 「……藤英は氏の院の学生にあらずや。衣裳右てなることは、いはゆる大学の衆なり。冠たたなはり、(B) 橡の衣破れくづれ、下沓破れて、憔悴したる人の身の才あるをなむ、学生といふ。」(『うつほ物語』祭の使 ①492頁)

藤原季英(通称・藤英、身寄りのない貧しい学生だが、左大将源正頼の屋敷での七夕の詩作で学才を認められ、後に左大将の婿となり参議に至る)が、出世の緒になる時に着用していた衣装についての描写である(下線部B)。

ここで両者が着用している「橡の衣」にはどのような意味があるのか。<sup>3</sup>

まず、『平安朝服飾百科辞典』<sup>4</sup>には、次のようにある。

- ・ つるばみはくぬぎの古名。その実の濃い煎汁に鉄媒染を施して得る色である。一見黒に近い紺黒色。またそれで染めた衣服をいう。(C) 喪服にも用いるが、一条朝以後四位以上はみな橡の衣を着るように定められた。

(『平安朝服飾百科辞典』「つるばみ」)

簀と藤英が着用している衣装は、はたして (C) で指摘する喪服の意味なのか、あるいは、それ以外の意味なのだろうか。なお、「橡の衣」は、中世以降の文学作品には見られないので、上代、続いて中古の仮名作品について、時代に沿って用例を確認していくことにする。

## 二 上代における「橡の衣」

上代の文学作品では、橡色の衣装は『万葉集』に5例見られる。

- (1) (D) 橡の衣は人皆 事なしと 言ひし時より 着欲しく思ほゆ  
(『万葉集』 卷第七 1311)
- (2) (E) 橡の 解き洗ひ衣の 怪しくも ことに着欲しき この夕かも  
(同 1314)
- (3) (F) 橡の 袷の衣 裏にせば 我強ひめやも 君が来まさぬ  
(同・卷第十二 2965)
- (4) (G) 橡の 衣解き洗ひ 真土山 本つ人には なほ及かずけり  
(同・卷第十二 3009)
- (5) 紅は うつろふものそ (H) 橡の なれにし衣に なほ及かめやも  
(同・卷第十八 4109)

これら『万葉集』の「橡の衣」については、身分の低い者が身につけるものであると指摘する賀茂真淵『万葉考』の説が近年まで踏襲されていた<sup>6</sup>。この説は、養老衣服令・制服条の朝廷の公事に着用すべき「家人奴婢、橡墨色<sup>7</sup>」が根拠であると推定されているが、近年では、増田美子氏<sup>8</sup>が「橡色」は奴婢の着用する「橡墨色」とは異なることを指摘している。また、山田英雄氏<sup>9</sup>は次のように指摘している。

衣の色には上限はあるが、下限はないという原則があるのであろう。(I) 橡墨はこの条の色では最下位であるから、誰がきてもよいわけであって、橡墨の色は家人、奴婢専用の色ではない。従って橡衣を着ているから家人奴婢とは限らないわけである。

(山田英雄「橡衣考」)

これらの研究を受け、新全集<sup>10</sup>では、(1)を「平凡な身分の女性」の譬え、(4)を「古

女房」の譬えであるとしている。また、上野誠氏は、(1) (4) の歌をとりあげ、「橡の衣」が安価で身近なものであり、洗濯しても褪色しにくいので何度も洗い張りをするもので、その洗い張りに何度も従事する存在である「古女房」の比喻であると指摘している。

なお、上記の (2) (3) (5) の例についても、(1) (4) と同様のことが言えることから、1 作品 (5 例) だけとはいえ、上代の文学作品において、「橡の衣」とは、すべて、安価で身近な衣装を意味し、慣れ親しんだ女性・妻の譬えとなっている。

### 三 中古における「橡の衣」

中古の文学作品では、「橡色」の衣装は 18 例、その内訳は「白橡」(9 例)、「黒橡」(5 例)、単独の「橡」(4 例) となっている。以下、【1】白橡、【2】黒橡、【3】単独の橡の順に検討する。

#### 【1】白橡

「白橡」について『平安朝服飾百科辞典』には、次のようにある。

- ・ しらつるばみ (しろつるばみ) 【白橡】 白色を帯びたつるばみ色。鈍色の薄いもの。(J) 白橡・赤白橡の二種があり、「白」にはほとんど意味がないともいう。……
- ・ あかつるばみ 【赤橡】 染め色の名。赤色を帯びた橡色。鈍色の濃いもの。橡は『和名抄』に「都流波美、櫟実也」とある。楲かさを煮た汁で染めると鈍色になり、(K) 喪服や諒闇のときの殿上人四位以上の袍をも染める。…… (L) ◇定者 可着鈍色平袈裟一袍同色裳 (左経三七〇 下)

(『平安朝服飾百科辞典』「しらつるばみ」「あかつるばみ」)

下線部 (K) に喪服、(L) に「袈裟」とあるが、平安時代の仮名作品を見ると、服喪や葬儀・法事などでの使用例はない。

まず、以下の (6) ~ (10) の 5 例は、すべて『うつほ物語』「吹上・上」巻で、主人公ふじわらのなかつた藤原仲忠ら都の貴公子たちが、紀伊国 (現在の和歌山県) の吹上に住む源涼みなものすずし (父は先帝、母方の祖父は紀伊国の豪族の神南備種松かなびのたねまつ) のもとを訪ねている場面で、(6) は大人の女房が着ている衣装、(7) (10) は貴公子たちが着用している装束、(8) は被物かづけものとして出された女性の衣装、(9) は鷹狩りに用いる鷹の足に結びつける紐の飾りの色である。

(6) (M) 青い白橡の唐衣、綾の摺り裳、綾の搔練の袿、袷の袴着たる大人、髮丈にあまり、色白くて、年二十歳より内の人十人

(『うつほ物語』吹上・上 ① 399 頁)

- (7) 藤の花の賀したまふ。君だち出でたまふ。御装束は、(N) 鬨腋の青き白橡の綾のうへの衣、蘇枋の下襲、綾の上の袴、螺鈿の太刀、唐組の緒つけたまへり。 (同 ① 406 頁)
- (8) 君だち四ところ、国の守と権の守まで、(O) 青き白橡の唐衣重ねたる女の装ひ一具づつ、衛府の将監どもよりはじめて国の介には、濃き紫の裕の……賜はらぬ人なし。 (同 ① 410 頁)
- (9) 鷹四つ据ゑたり。白き組の大緒、(P) 青き白橡の結び立ての総、鈴つけなどあり。 (同 ① 414 頁)
- (10) 君だち四ところは、(Q) 赤き白橡の地摺りの、摺り草の色に糸を染めて、形木の文を織りつけたる狩の御衣、…… (同 ① 419 頁)

次に、『源氏物語』の2例は、(11) が行幸、(12) が上皇の算賀（長寿の祝賀。40歳から50歳、60歳……のように10年ごとに行う。この時の祝賀の対象は、光源氏の兄・朱雀院）で、ハレの場で舞う上流貴族の子供たちの衣装の色である。

- (11) 容貌をかしき童べの、やむごとなき家の子どもなどにて、(R) 青き赤き白橡、蘇芳、葡萄染など、常のごと、例の角髪に、額ばかりのけしきを見せて、短きものどもをほのかに舞ひつつ、……  
(『源氏物語』藤裏葉 ③ 461 頁)
- (12) 今日は、かかる試みの日なれど、御方々もの見たまはむに、見どころなくはあらせじとて、かの御賀の日は、(S) 赤き白橡に、葡萄染の下襲を着るべし、今日は、青色に蘇芳襲、…… (同・若菜・下 ④ 278 頁)

続いて、(13) 『紫式部日記』、(14) 『栄花物語』の例は、ほぼ同内容で、寛弘五年（1008）の五節の童女御覧のさいの童女の衣装の色である。

- (13) 丹波の守の童女の、(T) 青い白橡の汗衫、をかしと思ひたるに、藤宰相の童女は、赤いろを着せて、下仕への唐衣に青いろをおしかへし着たる、ねたげなり。 (『紫式部日記』 179 頁)
- (14) 業遠の童女に、(U) 青き白橡の汗衫を着せたり。をかしと思ひたるに、藤宰相の童女には、赤色の汗衫を着せ、下仕の唐衣に、青色を着せたるほど、

押しかへし、ねたげなり。 (『栄花物語』 卷第八・はつはな ① 425 頁)

したがって、『平安朝服飾百科辞典』の指摘とは異なり、仮名作品における「白橡」の例は、すべて、華やかな宴や行事などで着用された衣装、被けものとして出された衣装、鷹狩りの鷹につける紐の色であった。

## 【2】黒橡

「黒橡」について『平安朝服飾百科辞典』には、次のようにある。

- ・ くるつるばみ【黒橡】(V) 喪服に用いる黒いつるばみ色。……

(『平安朝服飾百科辞典』「くるつるばみ」)

「黒橡」は、下記の(15)～(19)の5例である。『うつほ物語』の3例は、すべて喪の例で、(15)は下線部(W)に「濃き鈍色」とあるので重服、(16)は下線部(X)に「薄鈍」とあるので軽服、(17)は下線部(Y)に「墨染め」「袈裟」とあるので僧侶の衣装の色である。

- (15) 例の御服をぞ君は着たまへる。「かく承らましかば、この侍る人にも、重き御服をこそ着せはべるべかりけれ。心ときめきのやうなれども」とて、(W) 濃き鈍色の御衣一襲、黒橡の御小袷うち出でて見せたてまつりたまへり。……姫君、薄鈍の一襲、御小袷、搔練の袷一襲着たまへり。

(『うつほ物語』 国譲・中 ③ 145~146 頁)

- (16) 北の方うち笑ひて、「年ごろの住まひこそさやうには。いでや、今更にはと思ひたまふれど、かくのたまへば」とて、(X) 薄鈍の一重襲、黒橡の小袷奉りて、まうでたまふ。 (同 ③ 227 頁)

- (17) 中将は、(Y) 墨染めの装束、袷、指貫、黒橡の上の衣、五条の袈裟具したる法服三具、

(同・国譲・下 ③ 308 頁)

続いて、次の『栄花物語』の2例は、(18)が母に先立たれた禎子内親王の喪服姿、(19)も父藤原道長の死によって子息たちが着用した衣装であるから、ともに重服のさいに着用すべき喪服の色である。

- (18) 火影に見たてまつらせたまへば、(Z) 黒橡の御小袷にけざやかなる御色のほど、有様など、いとささやかにうつくしげにおはします。……

(『栄花物語』 卷第三十・つるのはやし ③ 152 頁)

- (19) 九月よりは、殿ばら皆、皇太后宮の御うすにほひにておはしまし、宮司などこまやかなりつるに、(a) 黒椽にならせたまふ。世の中の十が九は、皆鈍みわたりたり。(同 ③179頁)

したがって、(17)のみ僧侶の着用する服の色だが、(15)(16)(18)(19)の4例は『平安朝服飾百科辞典』の指摘と同様に喪服の色、そのうち重服が(15)(18)(19)の3例、軽服が(16)の1例であることから、重服・軽服での差は特にないようである。

### 【3】椽

最後に、「椽」が単独で使用されている例について検討する。

まず、前述した『篋物語』の下敷きになっている『うつほ物語』の例がある。七夕の日に帝前での詩作が中止になった代わりに、<sup>かんがくいんべつとう</sup>勸学院別当でもある源正頼の邸宅で詩作を行うために、学生たちが正頼邸に出かける時の藤英の衣装である。少なくとも、藤英がこの時点で喪中であるという情報は、作品内からは得られない。この例については、次節で詳述する。

- (20) さうとうしし、「などか藤英の別当殿に参りたまふらむからに、歩みのやまむ。藤英は氏の院の学生にあらずや。衣裳右てなることは、いはゆる大学の衆なり。(b) 冠たたなはり、椽の衣破れくづれ、下沓破れて、憔悴したる人の、身の才あるをなむ学生といふ。(『うつほ物語』祭の使・①492頁)

一方、下記の『源氏物語』の(21)は、<sup>いちじょうのみやすんどころ</sup>一条御息所の死に際して、<sup>こしょうしょう</sup>小少将という女房が、御息所の姪で、御息所が子供の頃から目をかけたという経緯があって重服の装束を着用したという記述、『栄花物語』の(22)は寛弘8年(1011)の冷泉天皇(在位期間は967～969年、この時の立場は上皇)崩御にあたっての殿上人、(23)は寛徳2年(1045)の後朱雀天皇崩御にあたっての公卿・殿上人の喪服の色である。

- (21) 大和守の妹なれば、離れたてまつらぬうちに、幼くより生ほしたてたまうければ、(c) 衣の色いと濃くて、椽の喪衣一襲、小袷着たり。

(『源氏物語』夕霧 ④449頁)

- (22) 世の中みな諒闇になりぬ。殿上人の(d) 椽の袍の有様なども、烏などのやうに見えてあはれなり。(『栄花物語』第十卷・ひかげのかづら ①498頁)

(23) 内裏わたり御服におはしませば、御簾などもいと恐ろし。(e) 上達部、殿上人なども、さながら橡を着たまへり。

(同・第三十六卷・根あはせ ③343頁)

「橡」が単独で用いられる4例のうち、(21)～(23)の3例は喪服、(20)のみが喪の例ではないという結果になった。

#### 四 藤英の「橡の衣」

さて、ここで問題の『うつほ物語』の例を再掲する。

- ・ さうとうしし、「などか藤英の別当殿に参りたまふらむからに、歩みのやまむ。藤英は氏の院の学生にあらずや。衣裳右てなることは、いはゆる大学の衆なり。(f) 冠たたなはり、橡の衣破れくづれ、下沓破れて、憔悴したる人の、身の才あるをなむ学生といふ。 (『うつほ物語』祭の使 ①492頁)

下線部 (f) で、藤英が着用している衣装は、少し前に次のように書かれている。

- ・ (g) こめの衣のわわけ、下襲の半臂もなき、太帷子の上に着て、上の袴下の袴もなし。冠の破れひしげて、巾子の限りある、尻切れの尻の破れたるを履きて、…… (同 ①491頁)

下線部 (g) の「わわけ」の部分は未詳だが、「こめの衣」は夏の衣装であり、少し前に下線部 (i) 「さうとうしし」の藤原忠遠<sup>13</sup> ふじわらのただとお からもらった衣装と同じと考えてよいのではないだろうか。

- ・ (h) はたごぶるまひの饗する日、…… (i) さうとうしし、(j) 夏の衣の破れたる、朽葉色の下襲の困じたるを取りにやり、かくいひやる。

(同 ①488頁)

下線部 (h) 「はたごぶるまひの饗する日」は、院<sup>14</sup>拳によって地方官に任官した人の門出の祝いで、この時にもらった衣装の下線部 (j) 「夏の衣の破れ」と一致するからである。

したがって、藤英の衣装は、祝いの席で着るためにもらったものであり、勸学院別当の正頼邸での七夕の詩作にも着用していることから、喪と関係ない着用の仕方である。

なお、正頼邸に赴く藤英は「かかる心にも、思ふ心あり」(祭の使 ①486頁)「藤英、かしこき心に思ひ狂ひて出で立ちしを」(同 ①499頁)とあるように、正頼の娘で、絶世の美女と評判の高いあて宮に会えることを期待して出かけたとあ

ることから、藤英の破れた椽の衣装は、貧しく身分の低い学生としてのせいっぱいの晴れ着<sup>はき</sup>であると言える。

## 五 まとめ

以上、「椽の衣」は、上代の文学作品において、安価で身近な衣装の意味で、慣れ親しんだ女性・妻の譬えとして使用されていたが、中古の文学作品では、華やかな宴や行事などに関わる「白椽」と、1例の例外をのぞいて喪・僧侶の衣服に関わって使用される「黒椽」「椽」の大きく2つに分かれた。そして、その例外の1例こそが、『篁物語』が下敷きになっている『うつほ物語』の例で、貧しく身分の低い学生なりの晴れ着であることを意味していた。

したがって、単独で「椽」が用いられる他の例に従って解釈すれば、篁は異母妹への思いを断ち切れないままに右大臣の娘に求婚していると読むことができる。しかし、『篁物語』には『うつほ物語』の影響が多数見られることから、作者が『うつほ物語』を熟読して書いた可能性が高い。それゆえ、『うつほ物語』の藤英の例と同様の意味であると考え、求婚に赴く篁が、貧しい学生なりに晴れ着を着用して訪問したと理解してよいのではないだろうか。

この問題について、本稿では、仮名作品のみの調査にとどまってしまったが、今後、漢文史料などにも調査範囲を広げ、解釈の可能性を考えていく必要があると考える。

### [注]

1. 成立時期については諸説あるが、筆者は「角筆」「搔練」などの言葉を手がかりに、『篁物語』の成立時期を平安後期（11世紀末）～平安末期（12世紀末）の約100年の間ではないかと推定している。詳しくは、拙稿「『篁物語』成立年代再考－「角筆」を手がかりとして－（『篁物語』の総合的研究（1））」（『国士館人文学』第7号 [通巻49号]、2017年3月）、「『篁物語』成立年代再考（2）「搔練」を手がかりとして（『篁物語』の総合的研究（2））」（同・8号 [通巻50号] 2018年3月）を参照。
2. 『篁物語』の引用は平林文雄・水府明徳会編著『増補改訂小野篁集・篁物語の研究 影印・資料・翻刻・校本・対訳・研究・使用文字分析・総索引』（和泉書院、2001年）による。その他の仮名作品は『小学館 新編日本古典文学全集－〈新全集〉と略す－』による。
3. この部分について、『篁物語』の注釈書の中では、宮田和一郎校注『校註篁物語』（注2所収）が「篁はあはれにも、椽色の破れ弱つた著物を著て。著物がよごれて椽色即ち薄墨色に見えるのである。」と指摘している。
4. あかね会編『平安朝服飾百科辞典』（講談社、1975年）



5. 検索には、ジャパンナレッジのデータベース（『新編日本古典文学全集』）を利用した。
6. 上野 誠「椽の解き洗ひ衣一譬喩と生活実感と一」（『古代文学』44号、2005年3月）
7. 井上光貞、関晃、土田直鎮、青木和夫著『日本思想大系 律令』（岩波書店、1976年）。
8. 増田美子「位色と色彩制度」（『古代服飾の研究』源流社、1995年）
9. 山田英雄「椽衣考」（『文学』2-1号、岩波書店、1991年1月）
10. 校注・訳者は小島憲之・東野治之・木下正俊。
11. 注6参照。
12. 増補史料大成刊行会編『増補史料大成 左経記』（臨川書店、1989年）も参照した。
13. 近年の注釈書のうち、野口元大校注『校注古典叢書 うつほ物語』（明治書院、1969年）、室城秀之校注『うつほ物語 全 改訂版』（おうふう、2001年）は「曹頭進士」（西曹司の責任者である進士）と解釈しているが、〈新全集〉はこの解釈に疑問を持ち、漢字をあてず、ひらがなのままにしている。漢字のあて方については検討の余地があるが、少なくとも、この人物は、学生たちを諫め、統率することができる立場であるから、野口氏や室城氏の解釈を本稿では支持し、勸学院の西曹司の責任者である進士と解釈する。
14. 『国史大辞典』には、院挙について、「四道三院挙」の項目で、次のように説明されている。
 

春の除目（じもく）の第一夜に行われる次第の一つ。四道挙および三院挙をあわせた呼称。挙は年挙ともいい、諸道挙・諸道年挙とも総称する。四道挙は大学の紀伝（北堂とも称する）・明経・明法・算の諸道が、紀伝・明経は毎年、明法・算は隔年に一人ずつ所属の学生を諸国の掾（目の例もあり氏姓に依るといふ）に推挙し任官すること。……

（黒板伸夫「四道三院挙」『国史大辞典』）